

会議録	
1 名称	第11期第7回江東区男女共同参画審議会
2 日時	令和7年7月22日(火)午前10時00分～11時30分
3 開催場所	男女共同参画推進センター3階 第1・2研修室 江東区扇橋3-22-2 パルシティ江東
4 出席者	会長:江上千恵子(学識経験者) 副会長:櫻木晃裕(学識経験者) 委員:木寺昌彦 千葉瑛介 持川雅憲 山中聰 岩上浩之 猪瀬理恵 長田智之 北島千絵 松山亜紀 オンライン:なし 欠席者:副会長:古谷英恵(学識経験者) 磐田朋子 金子寿子 山岸悦子 事務局:総務部長、人権推進課長、生活応援課長、男女共同参画係長、生活応援課係長、男女共同参画係員4名、計画策定委託事業者2名 傍聴者:3名
5 議題	(1)国・東京都の男女共同参画に関する最近の動向について (2)(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026の名称について (3)(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026の施策体系について (4)(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026へ掲載する事業について
6 議事要旨	別紙のとおり
7 資料	次第 資料1 国・東京都の男女共同参画に関する最近の動向について 資料2 (仮称)男女共同参画KOTOプラン2026の名称について 資料3 (仮称)男女共同参画KOTOプラン2026の施策体系について 資料4 (仮称)男女共同参画KOTOプラン2026掲載事業(案) 参考1 「男女用同参画KOTOプラン2021 概要版」 参考2 「男女用同参画KOTOプラン2021 本書」 第11期男女共同参画審議会名簿
8 摘要	

【別紙議事要旨】

1. 開会

【人権推進課長】定刻前ではございますが、第11期7回江東区男女共同参画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

前回の審議会では、男女共同参画行動計画策定について諮問をさせていただきました。皆様におかれましては、各推薦団体の代表、区民の代表として、計画の審議を中心に活発なご意見を頂戴できました。ありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

まず、本審議会の定足状況は8名でございます。委員定数15名のうち本日の出席委員は会場に11名、オンライン参加者は0、欠席は、古谷副会長、岩田委員、金子委員、山口委員の4名です。よって、本日の会議は定足数を満たしておりますことをここでご報告いたします。

本日、傍聴の希望の方は3名いらっしゃいます。すでに傍聴者にはお席に着いていただいておりますのでご報告いたします。

傍聴される方に申し上げます。傍聴席上にある資料は、会議中の閲覧用になりますので、お帰りの際には、資料は机に置いたままお帰りください。

なお、本日は、記録のため、録音をさせていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、ご発言の際は、マイクをお使いくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

また、本日は、計画の策定支援を委託しております株式会社名豊のスタッフ2名が同席し事務局と同様に対応してまいりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、開会に先立ち、総務部長よりご挨拶をいたします。

【総務部長】皆様、おはようございます。総務部長の杉村です。

本日は、大変お忙しい中、また大変な暑さの中、第7回男女共同参画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

前回の審議会では、男女共同参画行動計画策定について諮問させていただきましたところでございますが、引き続き、計画策定に向けて様々なご意見、ご提案をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、パートナーシップ宣誓制度につきまして、7月1日に運用の運びとなりました。審議会委員の皆様にはご理解、ご協力、ありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願ひします。

今後も適切な運用に向け、委員の皆様のご協力をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、開会のご挨拶といたします。本日も、どうぞよろしくお願ひいたします。

【人権推進課長】総務部長、ありがとうございました。

続いて、本日の会議資料について、確認させていただきます。

皆様に資料としてお持ちいただいたのが、次第、資料1、国・東京都の男女共同参画に関する最近の動向について、資料2、(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026の名称について、資料3、(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026の施策体系について、・資料4、(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026へ掲載する事業について、意見シートでございます。また、机上に配布させていただいておりますのが、参考1と参考2です。参考1と参考2は、左上に「参考」と表示がある、男女用同参画KOTOプラン2021概要版と男女用同参画KOTOプラン2021本書でございます。次に、第11期男女共同参画審議会名簿で、裏面が席次表になっております。

なお、参考1と2の「男女共同参画KOTOプラン2021」の概要版と本書につきましては、会議後事務局が保管しますので、会議後は机に置いたままでお帰りください。

また、第6回の審議会の議事録につきましては現在皆様にご確認いただいており、7月下旬頃ホームページに掲載予定でございますことをご報告いたします。

次に、本日の予定です。

議事1は、国・東京都の男女共同参画に関する最近の動向について、議事2は、(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026の名称について、議事3は、(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026の施策体系について、議事4は、(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026へ掲載する事業について、以上、議事は4点でございます。

また、前回の審議会のご意見シートの提出はございませんでした。

それでは、この後の議事進行は、会長にお願いしたいと思います。江上会長、よろしくお願ひいたします。

【会長】皆さん、おはようございます。毎日暑い中ご苦労様です。熱中症に気をつけながら進めてまいりたいと思います。

2. 議事1～4について

議題(1)国・東京都の男女共同参画に関する最近の動向について

議題(2)(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026の名称について

議題(3)(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026の施策体系について

議題(4)(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026へ掲載する事業について

【会長】それでは、早速議事に入りたいと思います。本日の議事はすべて新たな計画に関連するもののため、事務局から一括して説明していただき、その後、皆さんからのご質問、ご意見をいただくことといたします。それでは、課長から説明をお願いします。

【人権推進課長】議事1から4は、男女共同参画KOTOプランに関する内容のため、一括してご説明します。

議事の説明の前に、1つご説明があります。(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026の構成について、現時点の事務局の考え方をお伝えします。事務局といたしましては、区民にも読みやすい計画としたいと考えております。机上に配布いたしました、参考2の男女共同参画プラン2021に現計画の冊子がありますが、こちらについては特に各施策の部分などは重複も多く、読みにくい印象があるので、イメージを変えたいと考えております。例えば、本区の長期計画(後期)や、他区の事例では、練馬区の第6次男女共同参画計画などが比較的読みやすい計画と感じております。今後、骨子、素案と計画の策定をしてまいりますが、(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026の構成は、現計画の構成から変更があることをあらかじめご承知おきいただければと思います。

議事に戻りまして、資料1をご覧ください。男女共同参画に関して、現行計画策定以降の主な国・東京都の男女共同参画に関する最近の動向をご説明します。項目1、国の動向です。国は、男女共同参画計画社会の実現に向け、男女共同参画基本計画を策定し、施策を進めてきました。現行の第5次計画では、目指すべき社会として4つのポイントを挙げておりますのでご確認をお願いします。また、昨年12月からは第6次計画の策定に向けた議論を始めております。

次に、男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の成立についてご説明します。国は男女共同参画に関する施策を総合的に行う独立行政法人男女共同参画機構を新設し、地方公共団体が設置する男女共同参画センターを拠点施設として法的に位置づけて、地方公共団体に連携・協働を促進していく体制を確保する努力を求めております。

2ページをご覧ください。

次に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法ですが、时限立法で成立された法律の期限を令和18年3月末まで、10年間延長されるとともに、職員の男女の給与の額の差異及び管理的地位にある占める女性職員の割合の公表が義務化されました。

次に、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正です。令和3年

6月に改正されたもので、男女問わず立候補や議員活動をしやすい環境整備等を国や地方公共団体に求めております。

次に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律です。令和4年5月に成立し、困難な問題に直面している女性の福祉の増進を図るため、多様な支援を包括的に提供する体制整備等が明記されております。

なお、この法律に定める基本計画を(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026に包含して策定してまいります。

次の、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるDV防止法の改正や、その次の性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の成立、さらにその次の育児休業、介護休業等育児介護または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正もございましたが、内容は記載のとおりですので、ご確認ください。

次に、項番2、東京都の動向です。東京都男女平等参画総合推進計画の改定を、令和4年3月に行っております。また、「未来の東京戦略」で、目指すべき東京の姿の1つとして、「女性が自らの希望に応じた生き方を選択し、自分らしく輝いている東京」を掲げ、3つの視点から取組を強化しております。

次に、東京都性自認及び性的指向に関する基本計画を策定し、誰もがともに支えあう共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指していることや「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始し、多様な性についての理解啓発を促進しております。

次に、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」を令和6年3月に策定し、困難を抱える女性が安全かつ安心して自立した生活を送ることができるよう、多様な支援策を一体的に提供する体制づくりが進められています。

また、現行の「東京都男女平等参画推進総合計画」が令和8年度で終了となるため、次期計画策定に向けた審議が開始されております。

説明は以上です。法改正や第6次男女共同参画基本計画策定などの国の動向や都の状況に注視して、新計画の策定作業を進めてまいります。

資料2をご覧ください。

(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026の名称について、ご説明します。計画の名称は、前回の審議会でご議論をいただき様々なご意見をいただきました。意見の内容については、項番1の記載のとおりです。

項番2、計画の名称の考え方をご覧ください。いただいた意見をもとに名称を検討

し、まとめた考え方です。まず、「男女共同参画」の推進が基本であり、現行の計画との継続性を担保することからも、現行の名称である「男女共同参画KOTOプラン」を継続することとしました。ただし、江東区長期計画において、「多様性を認め合う社会の実現」を施策に掲げている点についても、考慮する必要があると考えております。

この考え方に基づいて、項目3のとおり、計画の名称は、「男女共同参画KOTOプラン2026」とし、副題として「誰もが自分らしく生きるために」と題した案ですすめていくことを事務局として考えております。

資料3をご覧ください。

(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026の施策体系について、ご説明します。

新計画の策定にあたり、前回の審議会では施策体系の大枠をお示ししまして、意識実態調査の結果を踏まえた区の課題の説明をいたしました。前回の意見を整理し、国や東京都等の動向を参考に、新たな計画の「目標」「課題」「施策」の体系の見直しを考えております。本日はポイントをご説明いたします。資料においては、言葉の変更等は「赤字」でお示しし、体系の移動は矢印で示しておりますのでご確認ください。

まず、資料の2枚目の中ほどをご覧ください。青色の点線で囲んでおります、「既計画の体系・目標Ⅲ 様々な活躍・分野の男女共同参画を推進します」の目標・課題・施策ですが、計画としてはこれまで「女性活躍推進計画」に含めておりました。しかし、家庭、地域活動や政策・方針決定への参画は男女共同参画の分野であるため、新計画では「男女共同参画行動計画」に位置づけることとともに、資料の下段にあります黄色で囲む「目標Ⅴ 行動計画を積極的に推進します」と合わせて、1つの目標として整理してまいります。

次に、1枚目に戻りまして資料の右側「(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026の体系(案)」をご覧ください。

課題3及び施策4をご覧ください。既計画から、「多様性を尊重した社会づくり」に変更し、施策の名称も「環境づくり」を追記しております。

次に、課題4は、直接支援を行うより男女共同参画行動計画の性格を考慮して、「男女共同参画の推進」と課題を整理しております。

2枚目をご覧ください。

課題8は、既計画では「課題4 個人や家庭に向けた支援」としていた施策をまとめておりましたが、「支援」とすると対象が幅広くなるため、女性活躍推進計画においてはワーク・ライフ・バランスの推進が肝心であると考え、「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた仕組みづくり」と課題の名称を改めることとします。

次に、課題9は、テレワークやフレックスタイムなど昨今の働き方の多様化を受け、

「多様な働き方を可能とする職場での男女共同参画の推進」に課題の名称を改めることとします。

次に、緑囲みの、「目標IV 人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援体制を強化します」は、課題12「困難な状況におかれている女性への支援」を新たに加え、施策26「相談支援体制の強化」と、施策27「民間団体との共同による支援」を追加します。いずれも「(仮称)困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を新計画に追加することに伴う対応でございます。

このほか、体系に見直しに伴い、施策番号を変更しております。

資料4をご覧ください。

(仮称)男女共同参画KOTOプラン2026へ掲載する事業(案)について、ご説明します。こちらに掲載する事業は、現行計画に記載の事業を基本的に継続するものとして、計画全体では記載する方向で考えております。今回お示しするものは、計画策定にあたり事前に各所管に該当する事業を照会し、該当があったもののうち、主な事業内容を掲載した現時点の案でございます。

本資料の構成ですが、課題及び施策は新計画ベースで作成しており、主な事業と新規、拡充した事業を掲載しております。本日の説明は主に新規事業についていってまいります。

課題3、施策5、生理用品無料提供システム設置は、区役所等の個室トイレにおいて生理用ナプキンの無料提供を新規に実施します。なお、主な事業内容に記載の「プロジェクトスマイル」は、区の施策に女性の視点を取り入れるための庁内プロジェクトチーム「プロジェクトスマイル」で提案された内容を反映した事業です。

課題4、施策8、①バリアフリートイレ整備事業は、老朽化が進んだ公衆便所を、障害者・高齢者・妊婦・乳幼児を連れている親等が利用しやすい「バリアフリートイレ」として整備するものでございます。令和7年度より母親の視点からバリアフリートイレの整備に併せて、こどものおむつ交換や着替えができるフィッティングボードを設置してございます。

課題4、施策8、②備蓄物資整備事業は、だっこ紐や生理用品など女性や子育て家庭のニーズに配慮した備蓄物資を整備・拡充します。

2ページ目をご覧ください。

課題8、施策14、①放課後こどもプラン事業は、放課後子ども教室と放課後児童クラブを連携・一体的に実施する「江東きっずクラブ」を運営します。

課題8、施策14、④離婚後の養育費の決めに関する公正証書作成手数料等の

補助は、養育費の取決めに関する公正証書の作成や調停、裁判、ADR（裁判外紛争解決手続き）に要した費用を補助することで、ひとり親家庭の養育費の確保を支援します。

課題12、施策26、①女性相談は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、女性の問題一般に関する相談（DV、性暴力、妊娠・出産期の相談など）に女性相談支援員が電話や面談で応じるものでございます。

課題12、施策26、②江東区困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議では、困難な問題を抱える女性への支援と女性の暴力問題に対応するための会議でございます。

課題12、施策27、女性の居場所運営費補助金交付事業は、自宅や学校・職場ではない居心地のよい「サードプレイス」を増やし、困難な問題を抱える女性への相談支援体制を強化するため、「女性の居場所」を運営する団体の運営費の一部を補助するものでございます。

説明は以上です。今後も国や東京都の動向を踏まえて計画策作業を進めてまいりますので、委員の皆様方からは計画策定に必要な検討の視点などをご意見としていただけると幸いでございます。

それでは、ご審議をお願いいたします。

【会長】今の課長からのご説明に対してご質問、ご意見がございましたらお願ひいたします。

【委員】資料4の課題4、施策8の①バリアフリートイレ整備事業について、2点ほど質問があります。区内の商業施設等がバリアフリートイレにしたい場合、補助金は検討しているのでしょうか。

また、こちらの文章で、「令和7年度より母親の視点から」となっています。私は父親なのですが、子どもの着替え場所などについては父親からみても少なく感じます。ここは母親というよりは「保護者の視点」に変えてよいのではないかと思いました。

【人権推進課長】補助金については他部署の管轄となるため分かりかねますが、内容としては、公園等にある公衆トイレの整備となります。

「母親の視点」についてはご指摘のとおり「母親」と限定する必要はないかと思います。ご意見ありがとうございます。

【会長】「母親」に限る必要はないと思います。

【委員】2ページの課題12で「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」とあるのですが、男性でも困っている方はおられます。そういう方への支援はされるのですか。

【生活応援課長】男性につきましては、1ページの課題4、施策6で「男性相談事業」というものがございます。これは生活応援課の事業なのですが、現在月1回の実施となっており

ますので、今後、回数を増やすか検討したいと考えております。

【委員】男性で困っている方の話も聞くので、困っている男性も助けられるようなプランにしていただきたいです。

【会長】DV被害を受けている男性からの相談もあります。中には酷い話も聞きますので、女性相談と同じように捉えることができるのではないかと思います。

【委員】3点ほど質問があります。

まず、資料4、課題3の施策5「生理用品無料提供システム設置」についてです。私は飲食の仕事をしているので、以前ナプキンを置いていたのですが止めてしまいました。理由は無料ということで、これを求めてくる方に大量に持っていくからです。税金で実施する以上、そのような問題にどう対処しているのかが気になりますが、1日の個数制限などその点はどうなっているのでしょうか。

2点目としては、資料3の目標 I から V で順番が変わった理由を教えてください。I から順に優先順位が高いなど何か理由はあるのでしょうか。

最後に、「男女共同」や「男女平等」と表現されている部分があるのですが、その表現の使いわけはどうされているのでしょうか。

【生活応援課長】1点目のご質問につきまして、回答させていただきます。施策5「生理用品無料提供システム設置」は、今年度からスタートした事業です。昨年度の検討段階で、衛生面や今ご指摘があったように大量に持っていくからてしまうのではないかなどの懸念がありました。現在トイレに設置しているものは自動販売機形式で衛生面に配慮し、また画面広告が流れますので、その広告収入という形で費用を業者が賄っております。また、1か月に7枚の個数制限も設けております。

【人権推進課長】2点目の資料3施策体系の目標の順番について回答します。これは今まで「男女共同参画」「女性活躍」「配偶者暴力」の順番となっていました。この順番については、これまでと大きく変えないような形で考えており、目標については、計画に合わせる形で「男女共同参画行動計画」「女性活躍推進計画」「配偶者暴力対策基本計画」、後は新規の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に対応する形での順番を考えております。

最後に、「男女平等」と「男女共同」の違いですが、男女平等としては、男女平等意識など、意識に重点が置かれている場面で主に使われていると考えております。男女共同の場合は、例えば審議会委員の委員構成など、意識というよりは、若干実態の側面が強いのではないかと思います。明確な決まりはないのですが、そのような使い分けをしているところでございます。

【会長】ありがとうございます。他にご質問、ご意見がございますか。

【委員】1つ意見があります。今回防災関連のことは、踏み込んだ内容となっており、國の方針でいくと、資料3の第8分野「防災・復興・環境問題における男女共同参画の推進」とあり、避難所運営に関するジェンダーチェックリストが内閣府のほうから示されているかと思います。避難所運営は防災関連部署の管轄かもしれません、國や都というよりは、地域として運営していく分野だと思います。この分野の取組は資料4、課題4の施策8「男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進」に反映されており、②「備蓄物資整備事業（新規）」で女性や子育て家庭のニーズに配慮した備蓄物資の整備・拡充となっておりますが、整備だけではなく避難所運営自体にジェンダーチェックリストを設けるの必要があるのではないかと思います。個人的にはPTA等で避難所連絡委員会にも入っていたことがあり、運営委員は自治会、PTAなど、一般の方たちなので、チェックリストを自発的に設けることなどはなかなか難しいかと思うので、年1回開催する避難所連絡委員会などで、備品の種類や、配布のタイミング、運営上の支援などのフォローをしていただけるとありがたいと思いました。

【人権推進課長】避難所運営に関するものについては、男女共同参画KOTOプラン2021の58ページをご覧ください。施策14の主な事業の中で「避難所運営・防災訓練などへの女性の参画促進」とあり、現行計画でも実施しているところです。今回の避難所連絡会等のご意見につきましては、議事録を通じ所管課も目にすることが可能となりますので、そのような形でいただいた意見を受け止めさせていただきたいと思います。

【委員】避難所では女性に対して、どのような配慮が必要で、必要な物資な何なのか、その辺りの意見を区の中だけではなく、被災地など外からの情報にも目を向けていただき、今後の計画に反映させていただきたいと思います。

また資料4の課題12、施策26で「女性相談（新規）」とありますが、それをいかに伝えていくか、利用してもらうかということだと思います。相談にきている方もいるのですが、そこは氷山の一角で、実態数はもっと多いということも聞きますので、周知方法につきましても工夫していただけたらと思います。

【人権推進課長】防災に関する情報収集ですが、区民や町会、自治会等から様々なご意見をお聞きすることも重要ですが、区としても、最近ですと大きな地震があった能登半島に職員が状況を聞きにいき、その中で女性視点の防災関連情報を得ております。情報も区だけではなく、外から情報収集をして、総合的に防災対策の強化をしていく形で進めております。

また施策26の「女性相談（新規）」については、現在も相談窓口一覧などを作成し、区役所等の施設などで配布はしておりますが、周知方法の強化については、継続した検討課題であると考えております。

【委員】課題1「男女共同参画の意識づくり」で、男女共同参画の活動は昔からあるもので、国や東京都、江東区で広がっていると思います。意識づくりはこれから5年、10年とかかり、各地域でもそれぞれ特色があるかと思うのですが、江東区では目指すべき姿のようなものがありますか。例えば、若い夫婦と小さなこども2人がいる4人世帯で、今日はお父さんが自宅でこどもの面倒を見て、お母さんが仕事に行くなど、そこに江東区の特色が加わり、尚且つ目標のようなものがあれば意識づくりとし区民も想像しやすくわかりやすいのではないかと思います。

【人権推進課長】男女共同参画の意識づくりは長年続いているのですが、難しい課題だと認識しております。現在も男女共同参画学習講座の開催や江東区パルカレッジでの連続講座、公開講座の実施を通して、男女共同参画の意識を広げる事業は行っており、こうした地道な活動を継続していくことが必要なことであると考えております。そのうえで職員、審議会の皆様からのご意見、アイデア等で新たな取組があれば、検討していくことも大切なことだと思っております。

【会長】前回、計画名称についていろいろな意見がありました。資料2で、「男女共同参画KOTOプラン2026～誰もが自分らしく生きるために～」というものを提示していただきましたので、事務局からもう一度説明していただきたいと思います。

もう1点、男女共同参画KOTOプラン2021の冊子が分厚く、重なっている表現などもあるので、わかりやすく修正していくかという点については賛成です。またKOTOプラン2021は黒と青ですが、練馬区のプランはカラー化されており読みやすいと感じました。皆さんにも見比べていただき、ご意見いただけたらと思います。

【人権推進課長】今回の計画名称につきましては、資料2をご覧いただきながら説明いたします。計画名称の意見といたしましては、男女共同参画の知名度がまだ低いというというお話や、一方で男女共同参画では対象が狭くなる印象があるという様々なご意見をいただきました。今回、最終的に「男女共同参画KOTOプラン」として、現計画からの名称を引き継いだ理由としては、国の法体系として男女共同参画社会基本法があり、そこでは市区町村で総合的な計画を策定することが謳われておりますので、その法体系が変わらない以上は男女共同参画という名称は継続すべきだろうというのがその理由となります。また対象が狭くなるというご意見については、「誰もが自分らしく生きるために」と副題を入れることで、多様性を認めあう社会を想像させるものとしました。それが1つ目の名称の考え方となります。

2つ目、計画の構成の考え方といたしましては、江東区長期計画や練馬区の計画もそうなのですが、見やすさや理解しやすさという点は、これから広報という観点から必要なことだと考えており、そのような観点を現計画の構成からは加えていきたいと思つ

ております。

【委員】資料を拝見しまして、国、都、自治体という形で法律をもとに方針や課題が整理されて、それが区の施策に紐づけられており、とてもわかりやすいと感じました。ここからは質問なのですが、プランの名称を見たときに「誰もが」とありますが、ここには障害を持っている方や老人、病気を抱えながら働いて生活をされている方、そういう方々の視点、課題、施策内容が紐づけられているのだろうかと資料4を見ていて思いました。そういう視点はどこかに入っているのでしょうか。私の母が障害を持っているので、もし震災が起きたときには早急に助けなければならぬのですが、どのような形で自治体のフォローがあるのか疑問に思い質問させていただきました。

もう1点、資料4の課題12、施策27「女性の居場所運営費補助金交付事業」について、どのような困難を抱えている女性が相談できる場所なのか、また「女性」と限っているのには何か理由があるのかについて教えてください。

【人権推進課長】1点目の質問について、障害をお持ちの方などの事業が含まれるかどうかというところですが、この計画は男女共同参画が成り立ちとなっております。障害者や高齢者の一体的な支援というのは、区の中で別の計画があり、そちらの計画に沿って事業として進めております。男女共同参画の計画については、男女共同参画を考えるうえで関連する部分で障害をお持ちの方や高齢の方、こどもといった文言には一部触れていますが、主としては男女共同参画の行動計画を策定することになりますので、すべてが網羅されるという訳ではございません。

【生活応援課長】2点目の「女性の居場所運営費補助金交付事業」について、私のほうからお答えいたします。こちらは今年度から実施している事業になります。女性をターゲットとした居場所づくりで、自宅や学校、職場ではない新たな居場所として、女性を支援している団体を支援する目的で補助をしております。現在3つの団体に手を挙げていただいており、それとは別に2つの団体と調整中でございます。直近ですと、日曜日に女子高生を対象とした集まりがありました。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づいて実施している事業ですので、女性を対象としておりますが、女性がたくさんいる中に、たまに男性がいるといったことも、状況によっては認めてはよいとか考えており、そのようなやり方も検討していきたいと思います。

【会長】他にいかがでしょうか。

【委員】DVに関することで質問があります。私は過去にDVを受けた経験があり、その時は自分でなんとか対応しました。DV被害者は、相談窓口にいく間にもどんどん追い詰められていると感じてあります。ホットラインなど区でも用意されているかと思いますが、どのような対応や、準備をされているのでしょうか。

【生活応援課長】DVについては、私ども生活応援課が窓口になっております。区役所の2階の生活応援課の窓口に臨床心理士、社会福祉士といった専門資格を持つ女性相談支援員が4名おります。後は、ホットラインという電話相談になりますが、そちらも資格を持った職員が対応しております。ほぼ毎日電話をかけてくる方もいますし、こちらから電話をかける方もいます。こちらから連絡すると配偶者に知らせてしまうというところもあるので、そこは慎重にやらなければならないと思っております。緊急性があれば初回の相談でいきなり保護ということもありますし、お話しをして相談しながら保護することもあります。相談者の状況に応じて対応させていただいております。

【委員】今おっしゃったように、役所のほうから連絡すると、配偶者に携帯電話を取り上げられてしまうこともあるようです。区役所に相談にいきたかったけれど、やり取りをする間に番号が知られたら困るというところもあるようなので、即座に対応できるものがあればよいと思いました。経験している側としてお話をさせていただきました。

【委員】男女共同参画KOTOプラン2021は、練馬区のものと比べると文章が長いと思いました。文章が長いと最後まで読んでもらえないと思います。また練馬区は写真もたくさん入れてあり、読みやすさの点で工夫されていると思います。またKOTOプラン2021で事業一覧がありますが、1つずつの事業内容がわかりませんので、この事業のところに写真を入れるなどしてイメージしやすくするとよいかと思いました。

【会長】先ほど、練馬区のものが参考になるとおっしゃっていましたが、同じようにということではなく、いろいろな資料を見比べながら、江東区独自の計画として工夫していただけたらよいかと思います。

1点、気づいたことですが、資料4の課題8、施策14④「離婚後の養育費の取決めに関する公正証書作成手数料等の補助を実施」となっていますが、次の「公正証書の作成や調停」はわかるのですが、「裁判」となっています。養育費の裁判は審判のことをいっているのでしょうか。養育費が回収できないということでは、強制執行手続きは強制執行の裁判にはなるのですが、裁判とは何を意味しているのか疑問に思いました。例えば養育費を払ってくれないから、強制的に強制執行手続きを取るというと、素人には難しいです。調停から移行する審判であれば家庭裁判所でも調停員が2名ついてフォローしてくれるのですが、その執行手続きとなると何も手助けしてくれません。執行して差し押さえて給料から取っていくといえば簡単に思えますが、そうなると弁護士の補助も必要なのですが、弁護士費用の補助も入っているのでしょうか。

【生活応援課長】確認させていただきますが、事業として行っているのは公正証書の作成や、裁判にかかった収入印紙代、郵便切手代といったものになり、額としてはそれ程大きなものではありません。

【会長】印紙代は安いです。2,000円か3,000円で郵便切手代入れても10,000円にならぬくらいです。調停については個人で申し立ててもフォローがあるので何とかなります。ただ、裁判となると印紙代の補助だけですか。それだけではあまり実効性がありません。裁判が何を意味しているのかによりますが、もしかしたら審判の間違いではないかと気になりました。

【生活応援課長】想定しているのは収入印紙代、戸籍謄本などの手数料と郵便切手代です。

【会長】裁判は何を意味しているのですか。

【生活応援課長】イメージでは裁判というより調停です。

【副会長】裁判に勝っても養育費が取れないところが社会的な問題となっていますので、この文章ですと強制執行の裁判と読み取れてしまいます。

【生活応援課長】現在、区ではそこまではやっておりませんので、手続きにかかる事務的な手数料の補助という形になっています。

【副会長】数千円程度のお金であれば支援の確保にならないので、違うのであればこちらの資料の内容を変えたほうが良いかと思います。

【委員】資料4の課題12、施策27「女性の居場所運営費補助金交付事業」とあります。これは団体に対しての補助金だと思うのですが、民間団体でも、千差万別いろいろあると思います。区としてのバックアップの仕方はどのように考えているのでしょうか。

もう1点、江東区役所のほうで「プロジェクトスマイル」を庁内プロジェクトチームで提案された内容ですが、具体的に今まで実施したことがあれば教えていただきたいです。

【生活応援課長】1点目の「女性の居場所運営費補助金交付事業」に関しては、居場所づくりということでやっております。生活の相談ということで就労支援に特化したものではございません。また、金額ですが、月に10,000円が上限です。今年度からスタートした事業で、区としては女性を支援している団体と関係性をつくることを目的にし、その団体からこういうことをやってほしいということを協議しながら新たな事業展開という形を考えております。学校や自宅などではない居場所を設置しているところに対してかかっている経費を補助するという事業をやっているところです。

【人権推進課長】2点目のプロジェクトスマイルは若手女性職員がアイデアを出して事業化したものです。これは令和6年度から検討を開始し、早いものでは令和7年度から事業化されました。資料4の中で、プロジェクトスマイルの表記がございますが、これが事業として最初のものになります。効果については、最近ですと江東区でインスタグラムを開設したのですが、これもプロジェクトスマイルから出しているものとなります。

【委員】先ほど回答いただきました避難所のことで、避難所運営の中で女性の視点を入れるように、女性委員がいるかどうか確認してやっていますということについては、私が求め

ていた答えとは違っていました。女性がいるかだけではなく、運用に踏み込んでサポートを検討していただきたいというのが私の願いです。そこは防災計画課のほうと連携していただきたいです。練馬区の計画については新規に始まった事業には「新規」など赤でコメントが書いてあり、わかりやすいと思いました。資料4でもそうですが、「新規」や「拡充」と書いてあるとそこを重点的に読むので、その表現の仕方は冊子にまとめるときにも継続した方が良いと思います。

【人権推進課長】防災の避難所の関係でご意見をいただきました。今、区の地域防災計画でも女性の視点を踏まえて計画を作成しています。具体的には所管の方での検討にはなりますが、方向性としては計画に盛り込んでいく形になると思います。

【副会長】避難所などのプライバシーや性暴力は世界的な問題で、国連防災会議や難民高等弁務官事務所でも同じ問題が出ています。単に女性が委員で入っているだけでは、実際の運用はうまくいきません。制度をつくることができたとしても、実際の運用になると非公式のリーダーが出てきて、その人が仕切ってしまう傾向にあります。実際には町会長などが仕切るわけでもなく、いざとなった時は仕切りたい人が仕切る形となり、その大半が男性となります。その人たちに女性等に対する配慮が欠けていれば、大変な状況だからここで着替えれば良いだらうとなってしまいます。

また、先ほど江東区の意識づくりの話がありましたが、例えば外国人の同性カップルや、高齢で障害のある人を大学生が下宿先の人と一緒に助けていくなど、江東区ではこのような人たちがいますというストーリーがなく、具体的な生活プランが見えない状況で制度をつくっていくとリアリティが欠落します。そこは江東区の意思をもっと反映しても良いのではないかと思います。観光地のキャンペーンなどでやっているように、例えば30代の女性3人組がある場所に旅行にいくことを前提にしたシナリオと同じで、そのようなストーリー性が大切だと思います。最後は専門家にサポートしてもらい、全体的な統一感のある見方でつくるないと、整合性が取れなくなりますので、そこは予算がかかっても必要なことだと思います。

【人権推進課長】計画策定の部分で、見やすさや江東区の意思が表現できるよう工夫し、今後検討していきたいと思います。

5. その他

【会長】それでは、その他に移ります。事務局より説明をお願いします。

【人権推進課長】事務局からの連絡事項に移りたいと思います。

1点目は、「江東区パートナーシップ制度」についてです。7月1日より、「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始いたしました。本日は、制度の準備状

況等のご報告をいたします。

まず、制度開始にあたっては、江東区ホームページに専用のWebページを作成し、「利用の手引き」や「公正証書作成の手引き」を掲載するとともに、7月1日号の江東区報にも掲載し、周知を図りました。参考に、本日時点では申請がまだございませんが、手続き方法などの問い合わせを十数件受けております。

次に、宣誓書の受領証明書の活用先を想定して、江東区医師会や全日本不動産協会東京都本部城東第二支部を訪問し、「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の開始と制度趣旨や特徴を説明し、各会員に対して受領証明書等の活用に関するご協力ををお願いしたところです。

次に、現時点で江東区における「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の受領証明書で活用できる事業数は23ございます。具体的な活用事業は、「東京都パートナーシップ宣誓制度」の受領証明書で活用できる事業とほぼ同じです。こちらの活用できる事業については、江東区のホームページにてご確認をいただきたく存じます。

また、東京都と基本協定書を締結して「東京都パートナーシップ宣誓制度」との連携を図ることとなりましたので、「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の受領証明書の提示をいたしますと、東京都の事業を活用することも可能となりました。

以上が「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の運用開始に関する説明でございます。また、現時点では課題もいくつか残っております。例えば宣誓受付の経験を職員が積み重ねていくことや、公正証書作成に関しては助成等の検討が必要ではないかといったことも考えられます。江東区では、先ほど議論がございました、養育費の取り決めに関する公正証書の作成や家庭裁判所への調停申し立て等にかかる経費を補助する事業として、「養育費確保支援事業」があり、公正証書作成手数料の補助を行っております。対象は異なりますが、公正証書の作成に対する補助という点では、区の先例があること、そして、パートナーシップ制度の必要書類として公正証書の提出を求めている渋谷区においても、公正証書作成手数料の補助を行っていることを考えると、公正証書の作成に対する助成を検討する必要があるものと考えております。仮に、補助するとした場合の助成額は、渋谷区を参考にいたしまして、また、本区のパートナーシップ宣誓制度では、「合意契約公正証書」を必要書類としているため、公正証書作成手数料11,000円に加え、正本の作成手数料等の公正証書作成時に要する経費として見積もりしているところでございます。この他、実際に助成することになると、税の滞納状況の有無や複数回申請時の取扱いなど細部を詰めるとと

もに、適切な時期に予算審査などに臨む必要がありますため、しばらくお時間をいただく必要があると考えております。

このパートナーシップ制度の運用に関して、審議会にご意見を伺いつつ進めてまいりたいと考えておりますが、時期を失せずに適切な運用を行う必要が生じた場合には、申し訳ございませんが、対応内容を会長にご一任いただきまして、対応を図ったのちに審議会にご報告を行いたいと存じますので、ご承知おきいただきますようお願い申し上げます。その他については以上でございます。

続いて、2点目の説明に移ります。

パルカレッジの公開講座のご案内をございます。男女共同参画についての理解をより深めるため、委員の皆様の学習会を兼ねましてセンターではパルカレッジの公開講座を開催いたします。今年度は講師に教育評論家の尾木直樹さんをお招きいたしまして、「ありのままに今を輝く～尾木ママと考える包括的性教育の大切さ」と題した講演会となってございます。日付は9月27日、土曜日、14時から16時までとなっております。詳細につきましては、すでに送付をさせていただいております、男女共同参画審議会委員学習会のご案内に記載してございます。参加ご希望の方は、8月3日、日曜日までにメールや電話等で担当までご回答いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

6. 事務局より

【会長】最後に、事務局より説明をお願いします。

【事務局】事務局から、2点ほどございます。

1点目ですが、意見シートについてです。事前に意見シートをお配りしておりますが、審議会後にお気づきになられた点、会議中に発言しきれなかった点等について記入していただき、令和7年8月4日、月曜日までに送付してください。2点目として、次回の審議会についてです。次回の審議会は、9月8日、月曜日の午前10時から、場所は本日と同じ男女共同参画推進センターで予定しております。正式な開催通知は8月下旬に事務局よりお送りいたします。

事務局からは以上でございます。

4. 閉会

【会長】以上で本日の審議会はこれにて閉会いたします。皆様、本日はどうもありがとうございました。